



CCSBT- CC/1410/15

## Draft CCSBT Port State Measures Resolution CCSBT 寄港国措置決議案

### Introduction

#### はじめに

Evaluating ways to effectively implement Port State obligations is one of the action items in CCSBT's Compliance Plan. Adoption of a Port State Measures (PSM) Resolution by the CCSBT would enhance its existing Monitoring, Control and Surveillance (MCS) tools such as the Catch Documentation Scheme (CDS) and the Resolutions relating to transshipment and authorised vessels. It would also address the 2014 CCSBT Performance Review Panel's recommendation PR-20014-41 that, "the CCSBT should accelerate its progress in developing a Resolution on PSM consistent with the 2009 FAO Port States Agreement".

寄港国の義務の効果的な実施方法の評価は、CCSBT 遵守計画の行動項目の一つとなっている。CCSBT による寄港国措置 (PSM) 決議の採択は、漁獲証明制度 (CDS) や、転載及び許可船舶に関する決議といった既存の監視、管理及び取締り (MCS) にかかる措置を強化するものである。また、2014 年の CCSBT パフォーマンス・レビューパネルからの勧告 PR-20014-41、「CCSBT は、2009 年の FAO 寄港国措置協定に沿った PSM 決議の策定の進捗を加速化させるべきである」に対応することにもなる。

### Background

#### 背景

The 8th meeting of the Compliance Committee (CC8) considered an initial draft CCSBT Port State Measures (PSM) Resolution prepared by New Zealand (paper CCSBT-CC/1310/07). This initial draft CCSBT PSM Resolution was based on the FAO Port State Measures Agreement and other relevant tuna RFMO Conservation and Management Measures. Where necessary, the wording was modified to reflect the narrower scope of the CCSBT and its existing systems and processes.

第 8 回遵守委員会会合 (CC8) は、ニュージーランドによって作成された CCSBT 寄港国措置 (PSM) 決議の一次案 (文書 CCSBT-CC/1310/07) について検討した。CCSBT の PSM 決議一次案は、FAO 寄港国措置協定、及びその他の関連するまぐろ類 RFMO の保存管理措置をベースとしたものであった。必要に応じて、CCSBT のより狭いスコープと、既存の制度及びプロセスを反映するために文言が修正された。

CC8 did not reach agreement on a CCSBT PSM Resolution, but agreed to progress work further at an inter-sessional Compliance Committee Working Group meeting (CCWG3) to be held in Korea during April 2014.

CC8 は、CCSBT の PSM 決議について合意には達しなかったが、休会期間中である 2014 年 4 月に韓国で開催予定の遵守委員会作業部会 (CCWG3) においてさらに作業を進捗させることに合意した。

### CCWG3 Progress on the Draft CCSBT PSM

#### CCSBT の PSM 決議に関する CCWG3 での進捗

During CCWG3, the draft CCSBT PSM Resolution was discussed in detail and a revised draft was produced. Note that Japan's involvement in the discussion was only to clarify the

contents of the draft being discussed. Japan reserved its position because it had not yet concluded the FAO PSM Agreement, which is the Agreement upon which the current draft CCSBT PSM Resolution is based.

CCWG3において、CCSBTのPSM決議案が詳細に検討され、修正案が作成された。日本による議論の参加は、検討に付された決議案の内容の明確化についてのみであったことに留意されたい。日本は、現在のCCSBTのPSM決議案のベースとなっているFAOのPSM協定をまだ批准していないことから、そのポジションを留保した。

The revised CCWG3 draft included some elements that would require further discussion before being finalised. These un-finalised elements were highlighted and square-bracketed. CCWG3 requested that Members give further consideration to these square-bracketed items prior to CC9. Further, CCWG3 agreed that the Secretariat would review the forms at Annexes A and C of the draft prior to CC9 in order to clarify or revise any items in these forms that are currently unclear.

CCWG3による修正案は、最終化の前にさらなる議論を必要とするいくつかの要素を含んでいる。これらのまだ最終化されていない要素は、ハイライトされ、かつ角括弧が付されている。CCWG3は、メンバーに対し、CC9の前にこれらの角括弧が付された事項についてさらに検討を行うよう要請した。さらにCCWG3は、決議案の付属書A及びCの様式において現時点で不明確な全ての事項を明確化又は修正するため、CC9までに事務局がこれらの様式をレビューすることに合意した。

### **Revised Draft CCSBT PSM Resolution**

#### **CCSBTのPSM決議修正案**

The CCWG3 revised draft CCSBT PSM Resolution is provided at **Attachment A** for Members' consideration, and includes the following items as mentioned above:

メンバーが検討するためのCCSBTのPSM決議案（CCWG3で修正されたもの）は別紙Aのとおりである。

- a) the un-finalised, square-bracketed text (see paragraphs 1.2, 1.2(b), 2.4, 4.1 and 8.6):  
highlighted in grey, and

最終化されていない角括弧が付されたテキスト（パラグラフ1.2、1.2(b)、2.4及び8.6を参照）：灰色でハイライト

- b) Secretariat tracked changes to Annexes A and C.

These changes have been made for clarification purposes as requested by CCWG3.

付属書A及びCへの事務局による見え消し修正。これらの修正は、CCWG3からの要請を踏まえ、明確化のために行われたものである。

## CCSBT 寄港国措置決議案

みなみまぐろの保存に関する拡大委員会（CCSBT）は、

みなみまぐろ（SBT）の違法、無報告及び無規制な取引によるリスクを認識し、

みなみまぐろの持続的利用及び長期的な保存を促進するための効果的な措置の採択に関する寄港国の役割を認識し、

違法、無報告、無規制漁業と闘うための措置が旗国の第一義的な責任において構築され、また、寄港国措置、沿岸国措置、市場関連措置及び国家が違法、無報告、無規制漁業について支援もしくは関与することのないよう確保するための措置といった国際法に基づくあらゆる実行可能な措置を用いるべきであることを認識し、

寄港国措置が、違法、無報告、無規制漁業を防止、抑止及び根絶するための強力かつ費用対効果が高い手段であることを認識し、

2009年11月22日に、ローマにおいて、違法、無報告及び無規制漁業の防止、抑止及び根絶のための寄港国措置に関するFAO協定がなされたこと、また、その措置の重複や矛盾を避ける必要があることを認識し、

みなみまぐろの輸入を管理するためのCCSBT漁獲証明制度における義務を想起し、

この決議が、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）が国際法に従ってその主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではないことに留意し、

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約（条約）の関連規定を想起し、

1995年12月4日の「分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（UNIA）」、1993年11月24日の「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」及び1995年のFAO「責任ある漁業のための行動規範」を想起し、

発展途上国、特に発展途上の島嶼国が寄港国措置を採択し実施するための支援の必要性を認識し、

CCSBTは、条約第8条に従い、次の決議を採択する。

次のとおり合意する。

## 1. 総則

### 用語

1.1. この決議の目的に関して、

- (a) 「保存管理措置」とは、海洋生物資源を保存及び管理するための CCSBT の措置であって、国際法の関連規則に則して採択及び適用されるものをいう。
- (b) 「事務局長」とは、CCSBT の事務局長をいう。
- (c) 「漁業」とは、みなみまぐろを探索し、誘引し、漁具を設置し、捕獲し、採捕又は収穫すること又はみなみまぐろを誘引し、漁具を設置し、捕獲し、採捕又は収穫する結果になると合理的に予想し得る全ての活動をいう。
- (d) 「漁業関連活動」とは、みなみまぐろの漁獲にかかる支援又は準備に関する全ての作業（港で以前に陸揚げされていないみなみまぐろの陸揚げ、梱包、加工、転載又は運搬、及び海上での人員、燃料、漁具及びその他補給品の供給を含む）をいう。
- (e) 「違法、無報告及び無規制（IUU）漁業」とは、2001年のFAO「違法、無報告及び無規制漁業の防止、抑止、根絶のための国際行動計画」パラグラフ3に明記された活動、及びSBTの保存及び実施中のCCSBTの措置の有効性を低下させうる全ての漁業活動をいい、以下「IUU漁業」という。
- (f) 「港」とは、陸揚げ、転載、加工、給油又は補給のための沖合のターミナル及びその他設備又は指定された地域をいう。
- (g) 「みなみまぐろ」とは、加工されているかどうかに関わらず、魚種 *Thunnus maccoyii* のことをいう。
- (h) 「船舶」とは、漁獲又は漁業関連活動に使用される、又は使用するための装備が整った、又は使用される予定である全ての船舶及びボートをいう。
- (i) メンバーとは、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国（CNM）のことをいう。

## 目的

この決議の目的は、みなみまぐろの長期的な保存管理を確保するための有効な寄港国措置の導入を通じ、SBTにかかる違法、無報告及び無規制漁業及び関連する取引を防止することである。

## 適用

- 1.2. 寄港国である各メンバーは、寄港国としての立場において、その港への入港を希望している又は入港している ~~[[、CCSBT の適切な手続きに従って、運搬している SBT 又はこの魚種から製造した製品について、以前に陸揚げ、又は港内若しくは洋上転載を行ったことがなく、]]~~ その旗を掲げる資格のない船舶に関して、この決議を適用するものとする。ただし、以下の場合を除く。
  - (a) 自給自足のための沿岸零細漁業であって、寄港国及び旗国が協力し、これらの漁船が IUU 漁業に関与及び/又は支援することのないよう確保している近隣諸国の船舶
  - (b) ~~[[魚 SBT を運搬しない、又は以前に検査又は陸揚げされた魚 SBT のみを運搬するコンテナ船であって、当該船舶が IUU 漁業に関連する活動に関与していたことを疑う明確な根拠がない船舶]]~~
- 1.3. 寄港国であるメンバーは、寄港国としての立場において、当該国により用船され、専ら当該国の管轄水域でのみ漁獲し、その権限下でのみ操業を行う船舶に対しては、この決議を適用しないことができる。これらの船舶は、寄港国であるメンバーによる措置について、当該国の旗を掲げている船舶に対する措置と同程度の措置の対象となるものとする。
- 1.4. この決議は、公平、透明、非差別的及び国際法に調和して適用されなければならない。
- 1.5. 寄港国であるメンバーは、CCSBT の非協力的非加盟国を含むその他全ての主体がこの規定に調和した措置を適用するよう奨励するものとする。

## 協力及び情報交換

- 1.6. この決議の効果的な実施の促進及び適切な機密性要件への配慮のため、寄港国であるメンバーは、他のメンバーと協力及び情報交換を行うものとする。

## 連絡窓口

- 1.7. 寄港国である各メンバーは、本決議のパラグラフ 2.1 及び 2.7 に基づく通知及びパラグラフ 4.6 に基づく検査報告書の受領のための連絡窓口を指定するものとする。寄港国であるメンバーは、事務局長に対し、本決議の発効後 30 日以内に、連絡窓口担当者の氏名及び連絡先を通知するものとする。これにかかるいかなる変更についても、その変更が発効する少なくとも 14 日前までに、事務局長に対して通知されなければならない。事務局長は、こうした全ての変更について、遅滞なくメンバーに通知するものとする。

- 1.8. 事務局長は、メンバーから提出されたリストに基づき、連絡窓口にかかる記録を設立し、維持するものとする。記録及び修正については、CCSBT のウェブサイトにおいて遅滞なく公表されるものとする。

## 2. 入港

### 港の指定

- 2.1. 寄港国である各メンバーは、この決議に従って船舶が入港を要請することができる港を指定し、公表するものとする。寄港国である各メンバーは、指定港のリストを事務局長に提供するものとし、事務局長は、CCSBT のウェブサイトを通じてこれを公表するものとする。メンバーの旗を掲げかつ SBT を船上に保持している船舶がメンバーによって指定されていない港への入港を希望している場合、旗国であるメンバーは、寄港国及び事務局長に対し、入港の意図を通知するものとする。
- 2.2. 寄港国である各メンバーは、パラグラフ 2.1 により指定及び公表された全ての港について、できる限り、この決議に従って検査を行うための十分な能力を有するよう確保するものとする。

### 港へのアクセスに関する事前要請

- 2.3. 寄港国である各メンバーは、最低要件として、船舶の入港許可の前に、付属書 A で提示された情報を提供するように求めるものとする。また、寄港国である各メンバーは、その国内法の範囲内で、当該船舶が IUU 漁業又は関連活動に関与していたかどうかを判断するため、必要となる追加情報を要請することができる。
- 2.4. 寄港国である各メンバーは、必要な情報を **[[十分に]]** 検討するために **適切な時間を寄港国が確保できるようにするため、パラグラフ 2.3 にいう情報が、港への推定到着時間より 48 時間前に [[、又は港への時間距離が 48 時間以内である場合には漁業操業の終了後直ちに事前]]** 提供されるよう求めるものとする。
- 2.5. パラグラフ 2.3 に従って要求した関連情報、及び入港を要請した船舶がみなみまぐろの IUU 漁業又はそうした漁業を支援する活動に従事していたかどうかを判断することを求められるような情報を受領した場合、寄港国である各メンバーは、当該船舶の入港を許可するか、又は拒否するかを決定するものとし、この決定について当該船舶又はその代表者に通知するものとする。
- 2.6. 入港が許可された場合、船長又は当該船舶の代表者は、寄港国であるメンバーの所管当局からの要請に応じ、入港許可を提示しなければならない。
- 2.7. この決議により入港が拒否された場合、寄港国である各メンバーは、パラグラフ 2.5 に基づき行った決定を当該船舶の旗国及び事務局長に通知するものとし、事務局長は、これをその他のメンバーに通知するものとする。
- 2.8. 寄港国であるメンバーが、入港を希望している船舶がみなみまぐろの IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に従事していたことにかかる十分な証拠を有し

ている場合（CCSBTのIUU船舶リストへの掲載を含む）、パラグラフ2.5に関わらず、寄港国であるメンバーは当該船舶の入港を拒否するものとする。

2.9. 寄港国であるメンバーは、検査、及びIUU漁業及びそのような漁業を支援する漁業関連活動を防止、抑止及び根絶するための入港拒否と同程度の国際法に適合したその他の適切な行動を行うことを目的とする場合に限り、パラグラフ2.7及び2.8に関わらず、これらのパラグラフにいう船舶の入港を許可することができる。この場合、寄港国であるメンバーは、事務局長に対し、入港許可の理由及びこのパラグラフに従ってとられた行動について通知するものとする。

2.10. パラグラフ2.8及び2.9にいう船舶が港内にある場合、それがどのような理由であっても、寄港国であるメンバーは、当該船舶による陸揚げ、転載、梱包又は魚の加工、又は給油及び補給、整備及びドックといったその他のサービスのための港の利用を拒否するものとする。こうした場合においては、パラグラフ3.2及び3.3を準用するものとする。こうした港の使用の拒否については、国際法に準拠するものとする。

#### 不可抗力又は遭難

2.11. この決議は、不可抗力又は遭難を理由とする国際法に従った船舶の入港を妨げるものではなく、又は危険又は遭難に陥った人、船舶又は航空機に寄港国が援助を与える目的に限り入港を許可することを妨げない。

### 3. 港の利用

#### 港の利用

3.1. 船舶が港の一つに入港した際、以下のような場合には、寄港国であるメンバーは、その法及び規則及び国際法に準拠して、以前に水揚げされていないみないまぐろの陸揚げ、転載、梱包又は加工、又は給油及び補給、整備及びドックといったその他のサービスのための当該船舶による港の利用を拒否するものとする。

- (a) 寄港国であるメンバーが、当該船舶がその旗国から漁業又は漁業関連活動に関与するための有効かつ適切な許可を得ていないことを発見した場合
- (b) 寄港国であるメンバーが、当該船舶が沿岸国の管轄水域内において漁業又は漁業関連活動を行うために必要な有効かつ適切な許可を沿岸国から得ていないことを発見した場合
- (c) 寄港国であるメンバーが、当該船舶が許可船舶の記録の設立に関する決議に含まれる定義に基づく現行のCCSBT許可船舶（漁船）記録又はCCSBT許可船舶（運搬船）記録に含まれていないことを発見した場合
- (d) 寄港国であるメンバーが、積載されているみなみまぐろがCCSBTの適切な要件

に違反して漁獲されたものであるとする明確な証拠を得た場合

- (e) 積載されているみなみまぐろが漁獲証明制度といった CCSBT の適切な要件に従って漁獲されたものであることについて、旗国が寄港国の要請に対して合理的な期間内に確認しなかった場合
- (f) 寄港国であるメンバーが、当該船舶がみなみまぐろの IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動（パラグラフ 2.8 にいう船舶の支援を含む）に関与したことを確信するに足る合理的な根拠を有している場合。ただし、当該船舶が以下を証明できる場合を除く。
  - (i) 関連する保存管理措置に準拠した行動であったこと
  - (ii) 海上で人員、燃料、漁具及びその他補給品の供給を受けたが、当該船舶が供給を受けた時点が、パラグラフ 2.8 にいう船舶が供給を受けた時点とは異なること

3.2. パラグラフ 3.1 に関わらず、寄港国であるメンバーは、乗組員の安全又は健康又は船舶の安全のために必要不可欠なサービスであって、その必要性が十分に認められる場合には、当該パラグラフにいう船舶がこれを利用することを拒否してはならない。

3.3. 寄港国であるメンバーがその港の利用を拒否した場合、寄港国は、当該船舶の旗国及び事務局長に対して、その決定を速やかに通知するものとする。事務局長は、このことについて、他のメンバーに通知するものとする。

3.4. 寄港国であるメンバーは、港の使用拒否が不適切又は誤りであること又はそのようにする根拠が最早妥当ではないことを示す十分な証拠がある場合に限り、パラグラフ 3.1 に基づく当該船舶の入港拒否を取り下げるものとする。

3.5. 寄港国であるメンバーがパラグラフ 3.4 に基づきその入港拒否を取り下げた場合、寄港国は、パラグラフ 3.3 に基づき通知を行った者に対して速やかにその旨通知するものとする。

## 4. 検査及びフォローアップ

### 検査の水準及び優先度

- 4.1. 寄港国である各メンバーは、この決議の目的を達成するために十分な毎年の検査水準に達するよう、その港において、毎年、[[最低でも 5%の]]船舶を検査するものとする。
- 4.2. 検査を行う船舶の決定に関して、寄港国であるメンバーは、以下を優先するものとする。
  - (a) 以前に検査が行われていない船舶に積載されている SBT
  - (b) 特に検査を行うべき船舶として他のメンバー又は関連する地域漁業管理機関から要請されている船舶であって、こうした要請が問題の船舶による IUU 漁業にかかる証拠により支持されている船舶、及び当該船舶が IUU 漁業に関与したと疑うに足る明確な根拠がある船舶
  - (c) パラグラフ 2.3 が求める完全な情報が入手できなかった船舶
  - (d) 本決議又は他の RFMO の規定により入港又は港の利用を拒否されている船舶

### 検査の実施

- 4.3. 寄港国である各メンバーは、最低要件として付属書 B に記載された機能について、その検査官が実行することを確保するものとする。
- 4.4. 寄港国である各メンバーは、その港における検査において以下を実行するものとする。
  - (a) この目的のために許可された適切な資格を有する検査官により検査が実施されるよう確保すること
  - (b) 検査の前に、検査官が、船長に対して検査官としての身分を証明する適切な文書を提示するよう確保すること
  - (c) 検査官が、船上の魚、漁網及び他の全ての漁具、装備、及び関連する保存管理措置の遵守を確認するための関連する船上の全ての文書若しくは記録など、船舶の全ての関連部分を検査するよう確保すること
  - (d) 船長に対し、全ての必要な援助及び情報の検査官への供与、及び要求された関連資料や文書、又はそれらの写しの提示を要求すること
  - (e) 船舶への干渉及び不自由を最小化するよう、船上への検査官の不必要な滞在といった過度の遅延を避けるとともに、船上の魚の品質への悪影響を与えるような行動を避けるよう、可能な限り努力すること
  - (f) 船舶の船長又は幹部乗組員との意思疎通を図るため、必要かつ可能な場合に検査官は通訳を同伴するなど、可能な限りの努力を行うこと

- (g) 検査は公平、透明かつ差別的でない態度で行われ、どのような船舶に対してもハラスメントとなることがないように確保すること
- (h) 国際法に従い船長が旗国の当局と連絡をとることを妨げないこと

#### 検査結果

4.5. 寄港国であるメンバーは、最低要件として、各検査の結果の報告書を記載する際に、最低要件として付属書 C に明記された情報を含めることとする。

#### 検査結果の通知

4.6 寄港国である各メンバーは、検査を受けた船舶の旗国に対して各検査の結果を時機を逸せず通知するものとし、必要に応じて、以下のような関連する寄港国であるメンバー及び国に通知するものとする。

- (a) 検査を通じて、その管轄水域内において IUU 漁業及びそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与した船舶であることの証拠が得られた国
- (b) 関連する地域漁業管理機関

4.7 寄港国であるメンバーは、四半期ごとに、各検査結果を事務局長に通知するものとする。

#### 検査後の寄港国の行動

4.8. 検査後、当該船舶が IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと確信するに足る明確な根拠があった場合には、検査を行った寄港国であるメンバーは、以下の措置をとるものとする。

- (a) 検査報告において違反事項を記録すること
- (b) 当該船舶の旗国、他のメンバー、また必要に応じ、かつ可能な限り、関連する沿岸国及び地域漁業管理機関に対して速やかに通知すること
- (c) 当該船舶による以前に陸揚げがされていない魚の陸揚げ、転載、梱包又は加工又は給油及び補給、整備及びドックといったその他のサービスのための港の利用にかかる活動がまだ行われていない場合には、この決議に基づきこれを拒否すること
- (d) 実施可能な範囲で、違反事項に関連する証拠の保全を確保すること。

4.9 この決議は、寄港国であるメンバーが、パラグラフ 4.8 の規定に加えて、旗国が強く要請した又は同意した措置を含む国際法に準拠した措置をとることを妨げない。

## 5. 旗国の任務

### 旗国の任務

- 5.1. 寄港国である各メンバーは、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶に対し、この決議に従って実施される検査に関して寄港国に協力するよう求めなければならない。
- 5.2. メンバーが、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶がみなみまぐろの IUU 漁業またはそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと確信するに足る明確な証拠を有しており、かつ当該船舶が他のメンバーの港への入港を希望している又は入港している場合、必要に応じて、当該メンバーに対し、この決議に従って当該船舶を検査する又はその他の措置をとるよう要請するものとする。
- 5.3. 寄港国による検査後、旗国であるメンバーが、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶が IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと確信するに足る明確な証拠を示す検査報告書を受領した場合、旗国は速やかかつ十分に当該事案を調査し、また、十分な証拠に基づき、当該国の法律に基づき遅滞なく取締り行動を行うとともに、かかる行動の結果を事務局長に通知するものとする。
- 5.4. 各メンバーは、旗国としての能力の範囲内において、IUU 漁業又はそのような漁業を支援する漁業関連活動に関与したと判断され、この決議の下に寄港国措置がとられた結果として、当該国の旗を掲げる資格を有する船舶に対して実施された行動について、他のメンバーに報告するものとする。
- 5.5. 各メンバーは、当該国の旗を掲げている船舶に適用された措置が、IUU 漁業の防止、抑止及び根絶に関して、少なくともパラグラフ 1.2 にいう船舶に適用される措置と同程度の効果を有することを確保するものとする。

## 6. モニタリング、レビュー及び評価

### レビューの実施

- 6.1. 遵守委員会は、全ての実施上の課題、強み及び弱点を特定し、またこの決議を改善するためのオプション及び拡大委員会会合における支援の手続きを勧告するため、この決議の実施から1年後に、この決議をレビューするものとする。
- 6.2. 事務局長は、検査の情報を電子的なデータベースに蓄積するものとする。事務局長は、データベースの生データの機密性保持を確保するとともに、全てのメンバーに対し、当該国が実施した検査に関する生データを提供するものとする。ある拡大委員会のメンバーが、他の拡大委員会のメンバーの検査記録に関する情報の提供を要請した場合には、事務局長は、後者の同意がある場合のみ、当該情報を提供することができる。
- 6.3. 事務局長は、収集した検査情報について、毎年、前年7月1日－12月31日の期間分を6月1日までに、及び当年の1月1日－6月30日の期間分を12月1日までに拡大委員会に報告するとともに、全ての拡大委員会のメンバーに回章するものとする。メンバーから提供される情報に含まれるべき報告事項は付属書Dの規定のとおりである。事務局長は、拡大委員会の各メンバーから指定された当局に対してのみ、電子的な報告書の写しを提供するものとする。
- 6.4. 事務局長は、科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関からの要請に応じ、拡大委員会の承認の下、パラグラフ6.3の規定よりもより高頻度又はより詳細なレベルで収集された検査データを提供するものとする。
- 6.5. 事務局長は、パラグラフ6.2により提供されたデータを分析し、確認された全ての相違点について、関連するメンバーに通知するものとする。

## 7. 発展途上国のメンバーにかかる要件

- 7.1. メンバーは、この決議の実施に関する発展途上国のメンバーにかかる特別な要件を評価するよう奨励される。

## 8. 総則

- 8.1. この決議は、国際法に基づくメンバーの権利、管轄権及び義務を何ら妨げない。特に、拡大委員会のメンバー又は CNM の当局による、各々の港における国際法に基づく権限の行使に何ら影響を与えるものではない。
- 8.2. この決議は、国際海事機関及びその他の国際的な手段を通じて設立されたものを含む適切な国際的ルール及び規範を考慮し、国際法に準拠して解釈及び適用されるものとする。
- 8.3. メンバーは、この決議に従って負っている義務を誠実に履行するとともに、権利の濫用となることのないように権利を行使するものとする。
- 8.4. メンバーは、協力の促進、情報の共有、検査方針及び CCSBT 措置の遵守を促進するための方法論に関する各締約国の検査官の訓練を意図した検査官の交換プログラムを可能とする二国間の合意／協定を締結することが奨励される。
- 8.5. 各メンバーは、その国内法令に従い、適切な合意又は協定に基づき、船舶の検査の観察又は検査への参画のために、当該船舶の旗国の公務員を招聘することができる。旗国は、寄港国の検査官からの違反報告について、当該国の検査官からの報告に基づく場合と同様に、国内法に基づいて検討し、行動するものとする。メンバーは、この決議において規定された検査報告書から提起された裁判又はその他の手続きを促進するため、国内法に基づき、これに協力するものとする。
- 8.6. この決議は、[[2016]]年1月1日に発効するものとする。

船舶の入港要請により事前に提供されるべき情報

1. 対象とする寄港港					
2. 寄港国					
3. 到着予定日時					
4. 目的					
5. 直前の寄港港及び寄港日					
6. 船名					
7. 旗国					
8. 船の型式					
9. 国際信号符字（コールサイン）					
10. 船舶連絡先					
11. 船主名					
12. ID登録番号					
13. ロイド/IMO 船舶ID（もしあれば）					
14. 外部標識（もしあれば） <sup>1</sup>					
15. RFMO ID（もしあれば）					
16. VMS <sup>2</sup>		ない	ある：国	ある：RFMO	タイプ： <sup>2</sup>
17. 船舶の寸法		船の長さ及び幅			喫水
18. 船長の氏名及び国籍					
19. 関連する漁業許可					

<sup>1</sup> Explanatory text needed for “External marks, if available” 外部標識に関する詳細情報（例えば、本様式で既に記載されている情報とは別の登録番号及び識別番号）を記載すること。

<sup>2</sup> Explanatory text needed for item 16 船舶に搭載されているVMSのタイプを示すため、適切な選択肢を丸で囲むこと。VMSを搭載していない場合は「ない」を、旗国に情報を送信するVMSを搭載している船舶は「ある：国」を、及び／又はRFMOに情報を送信するVMSを搭載している船舶は「ある：RFMO」を丸で囲むこと。「タイプ」の欄には、搭載している全てのVMS装置のタイプ及び型式を記載すること。

確認者 <sup>3</sup>	発行者	効力 <sup>4</sup>	Fishing area(s)	魚種(FAO 3-Alpha コード)	漁具			
				<u>SBT (SBF)</u>				
				<u>SBT (SBF)</u>				
<b>20. 関連する転載許可/転載申告書</b>								
確認者 <sup>5</sup>		発行者		効力 <sup>6</sup>				
確認者 <sup>5</sup>		発行者		効力 <sup>6</sup>				
<b>21. 供給船舶に関する転載情報</b>								
日時	位置	船名	旗国	ID 番号	魚種(FAO 3-Alpha コード)	製品タイプ	漁獲海域	数量 (Kg)
					<u>SBT (SBF)</u>			
					<u>SBT (SBF)</u>			
<b>22. みなみまぐろ積載量</b>						<b>23. SBT (SBF) 荷下ろし量</b>		
魚種 (FAO 3-Alpha コ ード)	製品タイプ	漁獲海域	数量 (Kg)	数量 (Kg)				
<u>SBT (SBF)</u>								
<u>SBT (SBF)</u>								

<sup>3</sup> Explanatory text needed for “Identifier” 旗国の CCSBT 漁業許可参照番号（例えば、当該船舶への漁業許可証番号及び CCSBT 登録番号（該当する場合））を記載すること。

<sup>4</sup> Explanatory text needed for “Validity” CCSBT 漁業許可の有効期間（該当する場合）を記載すること。

<sup>5</sup> Explanatory note needed for “Identifier” 転載許可の場合は、「許可」の文言及び許可番号（可能な場合）を記載すること。転載申告書の場合は「TD」と記載すること。

<sup>6</sup> Explanatory note needed for “Validity” 転載許可の場合は、CCSBT の許可の有効期間を記載すること（可能な場合）。転載申告書の場合は、転載日時を記載すること。

### 寄港国検査手続き

検査官は、以下を実施するものとする。

- a) 検査の開始前に、検査チームは、船長に対して身分を明らかにしなければならない。この身分証明は、寄港国が発行した漁業検査官証の提示により行われなければならない。
- b) 寄港国の検査チームがボートを使用して検査を実施する場合、官用であることを十分に明らかにするとともに、検査を受ける船舶からよく見えるように漁業検査の旗を掲げなければならない。
- c) 必要に応じ、旗国との適切な連絡又は船舶の国際的な記録を通じて、船上の船舶の証明書類及び船主に関する情報が真実で、完全かつ正確かを可能な限り検証する。
- d) 船舶の旗及び標識（例えば船名、登録番号、IMO 船舶番号、国際信号符字及びその他の標識、主要な寸法）が書類上の情報に合致しているかを検証する。
- e) 漁業及び漁業関連活動に関する許可が真実で、完全かつ正確であり、付属書 A に従って提供された情報に合致しているかを可能な限り検証する。
- f) 船上に保持されている全ての関連書類及び記録（旗国又は関連する地域漁業管理機関から得た電子形式の VMS データを含む）を可能な限りレビューする。関連書類には、操業日誌、漁獲、転載及び取引文書、乗組員名簿、積み込み計画、図面、保持している魚の種類及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約により求められている文書を含む。
- g) 関連する全ての船上の漁具（全ての見えない所に収納されている漁具、関連する機器を含む）を可能な限り調査する。また、それらが許可の条件に合致しているかを可能な限り検証する。
- h) 船上のみなみまぐろが適正な許可の下に漁獲されたものかどうかを可能な限り検証する。
- i) SBT の量を測定するため、漁獲物を調査する。その際、検査官は、魚が事前に梱包されている場合にはコンテナを開けることができるとともに、魚倉の整合性を確認するために漁獲物又はコンテナを移動することができる。そうした検査には、製品の種類の調査及び名目重量の決定を含むことができる。
- j) 当該船舶が違法、無報告、無規制漁業又は漁業関連活動に関与していたと確信するに足る明確な証拠があるかどうかを評価する。

- k)** 必要に応じて、保存及び実施中の CCSBT の措置の有効性を低下させる全ての行動を証明する上述の証拠を正式に収集する。この証拠の収集は、船舶の船長又は船長の代理の者によって使用された又は所持されている全ての漁具、機器又は文書の差押えを通じて実施される場合がある。
  
- l)** 当該船舶の船長への検査の結果（とり得る措置を含む）を含む、検査官及び船長が署名した検査報告書の写しを提供する。報告書における船長の署名は、報告書の写しの受領の承認としてのみ機能するものとする。船長は、報告書へのコメント又は異議を加え、また、特に船長が報告書の内容の理解に関して深刻な困難がある場合は、必要に応じて、旗国の関連する当局に連絡する機会が与えられなければならない。報告書の写しは、船舶から離れる前に船長に提供されなければならない。
  
- m)** 必要かつ可能な場合は、関連文書の翻訳を手配する。

## 検査結果報告書

必要に応じて、検査中に留意された詳細（例えば、入港申請様式（付属書 A）に従って提出された情報に照らして、船舶の識別番号／その他船舶の詳細、漁業許可、及び SBT の量が真実であり、完全で、正しくかつ整合性があるか等）について可能な範囲で確認する。

1. 検査報告書番号 <sup>7</sup>		2. 寄港国	
3. 検査当局			
4. 主任検査官の氏名		ID	
5. 検査港			
6. 検査開始日時	年	月	日 時
7. 検査終了日時	年	月	日 時
8. 事前通知の受領	あり		なし
9. 目的 <sup>8</sup>	LAN	TRX	PRO OTH (specify)
10. 直近に寄港した港、国及び日付	年	月	日
11. 船名			
12. 旗国			
13. 船の型式			
14. 国際信号符字 (コールサイン)			
15. 登録 ID 証明書			
16. ロイド/IMO 船舶番号 (もしあれば)			
17. 外部 ID (もしあれば) <sup>9</sup>			
18. 船籍港			
19. 船主			
20. 船舶受益権所有者 (もしわかれば、及び船主と異なる場合)			

<sup>7</sup> Explanatory text of “Inspection report no” required この検査報告書に固有の参照番号を記載すること。

<sup>8</sup> Explanatory note needed for the item 9 abbreviations associated with “Purpose(s)” 入港の目的に最も適切な選択肢を丸で囲むこと：LAN－水揚げ、TRX－転載、PRO－加工、OTH－その他。「その他」の場合は、例えば給油、補給、整備及び／又はドック等、具体的に記載すること。

<sup>9</sup> Explanatory noted needed for “External ID” Record details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers that are additional to the information already provided on this form. 外部標識に関する詳細情報（例えば、本様式で既に記載されている情報とは別の登録番号及び識別番号）を記載すること。

21. 操業者 (船主と異なる場合)						
22. 船長の氏名及び国籍						
23. 漁労長の氏名及び国籍						
24. 船舶の代理人						
25. VMS <sup>10</sup>		なし	あり：国	あり：RFMO	タイプ： <sup>10</sup>	
26. CCSBT 許可船舶名簿						
CCSBT 登録番号：						
27. 関連する漁業許可						
確認者 <sup>11</sup>	発行者	効力 <sup>12</sup>	漁獲海域	魚種 (FAO 3-Alpha コード)	漁具	
				SBT (SBF)		
28. 関連する転載許可 / <b>Transhipment declaration(s)</b>						
確認者 <sup>13</sup>		発行者		効力 <sup>14</sup>		
確認者 <sup>13</sup>		発行者		効力 <sup>14</sup>		
29. 供給船舶に関する転載情報						
船名	旗国	ID 番号	魚種 (FAO 3- Alpha コード )	製品タイプ	漁獲海域	数量 (Kg)
			SBT (SBF)			

<sup>10</sup> **Explanatory text needed for item 25** 船舶に搭載されている VMS のタイプを示すため、適切な選択肢を丸で囲むこと。VMS を搭載していない場合は「ない」を、旗国に情報を送信する VMS を搭載している船舶は「ある：国」を、及び／又は RFMO に情報を送信する VMS を搭載している船舶は「ある：RFMO」を丸で囲むこと。「タイプ」の欄には、搭載している全ての VMS 装置のタイプ及び型式を記載すること。

<sup>11</sup> 旗国の CCSBT 漁業許可参照番号（例えば、当該船舶への漁業許可証番号及び CCSBT 登録番号（該当する場合））を記載すること。

<sup>12</sup> **Explanatory note of “Identifier issued by Validity” required** CCSBT 漁業許可の有効期間（該当する場合）を記載すること。

<sup>13</sup> **Explanatory note of “Identifier” required** 転載許可の場合は、「許可」の文言及び許可番号（可能な場合）を記載すること。転載申告書の場合は「TD」と記載すること。

<sup>14</sup> **Explanatory note of “Validity” required** 転載許可の場合は、CCSBT の許可の有効期間を記載すること（可能な場合）。転載申告書の場合は、転載日時を記載すること。

30. 荷下ろしされた漁獲物の推定（数量）					
魚種 (FAO 3-Alpha コード)	製品タイプ	漁獲海域	申告数量(Kg)	荷下ろしされた数量(Kg)	申告数量と確定数量の差違（もしあれば）(Kg)
<u>SBT (SBF)</u>					
31. 船上に保持された漁獲物（数量）					
魚種 (FAO 3-Alpha コード)	製品タイプ	漁獲海域	申告数量(Kg)	保持数量(Kg)	申告数量と確定数量の差違（もしあれば）(Kg)
<u>SBT (SBF)</u>					
32. 操業日誌及び その他文書の検査	あり	なし	コメント		
33 CCSBT 漁獲証明制度の遵守	あり	なし	コメント		
34. 使用された漁具のタイプ					
35. 付属書 B パラグラフ e) に基づき検査された漁具	あり	なし	コメント		
36. 検査官による所見 <sup>15</sup>					

<sup>15</sup> Explanatory note of “Findings by inspector(s)” required 当該船舶が SBT の IUU 漁業及び／又は漁業関連活動に関与している／関与したことを示す何らかの証拠があるかどうかを記載する。

37. 関連する法律文書に明記されている明白な違反
38. 船長のコメント
39 とられた措置 <sup>16</sup>
40. 船長の署名
41. 検査官の署名

<sup>16</sup> Explanatory note of “Action taken” required Record any evidence collected and/or seized in relation to suspected SBT IUU fishing or fishing-related activities, for example any photos or samples taken, and any seizure of gear, materials or documents. In addition, record measures that could potentially be taken to address any apparent infringements detected, as well as any relevant authorities/officials contacted. SBT の IUU 漁業又は漁業関連活動の疑いに関連して収集及び／又は押収された全ての証拠（例えば写真又はサンプル、漁具や資料又は文書といった押収物等）について記載すること。さらに、確認された明白な違反に対してとられ得る措置、及び全ての関連当局／担当官についても記載すること。

事務局長に対するメンバーの報告

この決議の実施に関してメンバーから提供されることとなる情報は以下のとおり。

- メンバーの港への寄港を要請した、みなみまぐろを運搬している船舶数
- この決議に基づく船舶の寄港拒否件数
- みなみまぐろを運搬している船舶の検査件数
- 検査の過程で検知された違反件数

この情報は、前年 7 月 31 日－12 月 31 日の期間については 5 月 1 日までに、当年 1 月 1 日－6 月 20 日の期間については 11 月 1 日までに提出されるものとする。